

岬町公共施設等総合管理計画 (素案)

大阪府 岬町

令和4年 月

目次

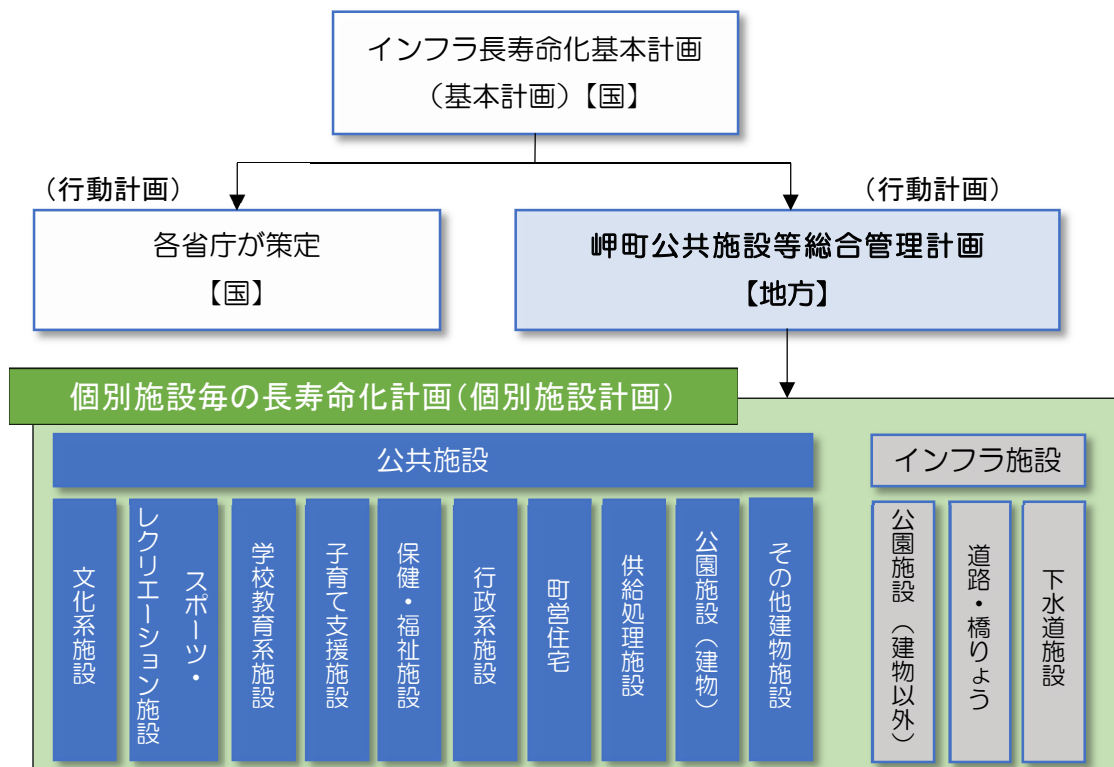
第1章	公共施設等総合管理計画について.....	1
1.	背景と目的.....	1
2.	本計画の位置づけ.....	2
3.	対象となる施設.....	2
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し.....	3
1.	公共施設等の状況.....	3
2.	公共施設の老朽化状況.....	7
3.	耐震化の状況.....	8
4.	人口の見通し.....	9
5.	財政の状況.....	10
6.	公共施設等に係る経費の見込み.....	12
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	15
1.	計画期間.....	15
2.	取組体制の構築.....	15
3.	現状や課題に関する基本認識.....	15
4.	公共施設等の管理計画に関する基本的な考え方.....	16
5.	フォローアップの実施方針.....	20
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本方針.....	21
1.	公共施設の管理に関する基本方針.....	21
2.	インフラ施設の管理に関する基本方針.....	32
第5章	参考資料.....	36
1.	公共施設等の将来の更新費用等の推計条件.....	36

1. 背景と目的

全国的に公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は、国土強靱化を図るべく平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成26年4月に各地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。このようなことから、本町においても、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等を維持管理するため、「岬町公共施設適正化基本方針」を平成27年3月に策定し、本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進することで取り組んで来ました。その後、国は、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、令和4年4月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」を通知し、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを実施し、充実を図ることを求めています。これを受けて、本町においても、岬町公共施設適正化基本方針を改め「岬町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）として新たに策定し、より一層の公共施設等の適正管理の推進に取り組むことを目的とします。

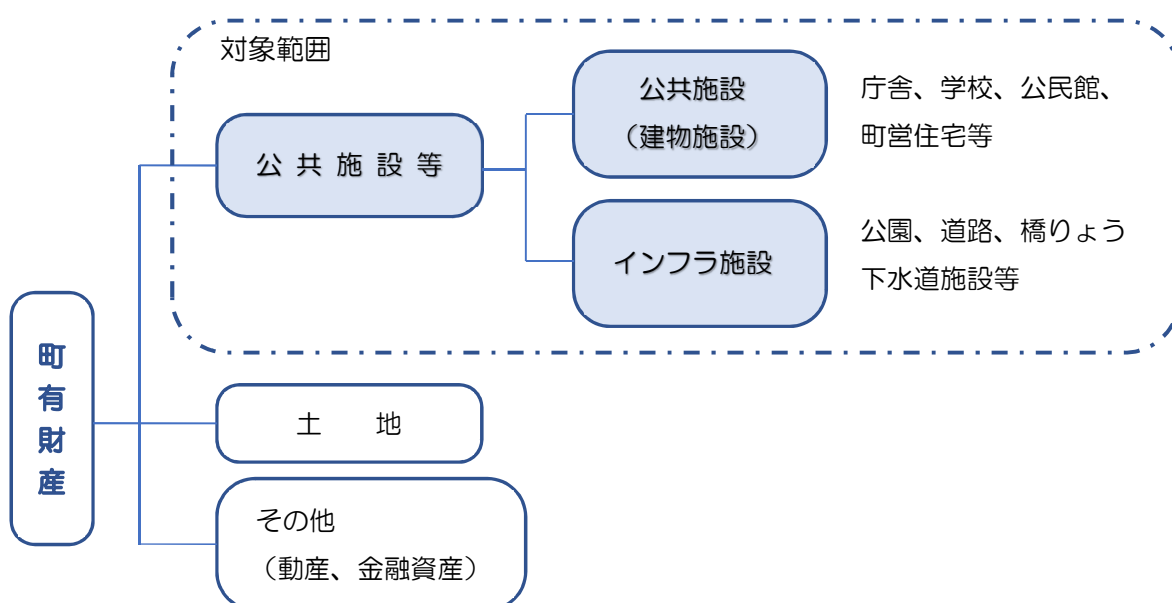
2. 本計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、行動計画として施設の更新、統廃合、長寿命化及び維持管理等、今後の本町の公共施設等のあり方についての基本的な方針を定めます。



3. 対象となる施設

本計画では、本町が保有する公共施設とインフラ施設の公共施設等を対象とします。



1. 公共施設等の状況

(1) 公共施設の状況

① 公共施設の保有状況

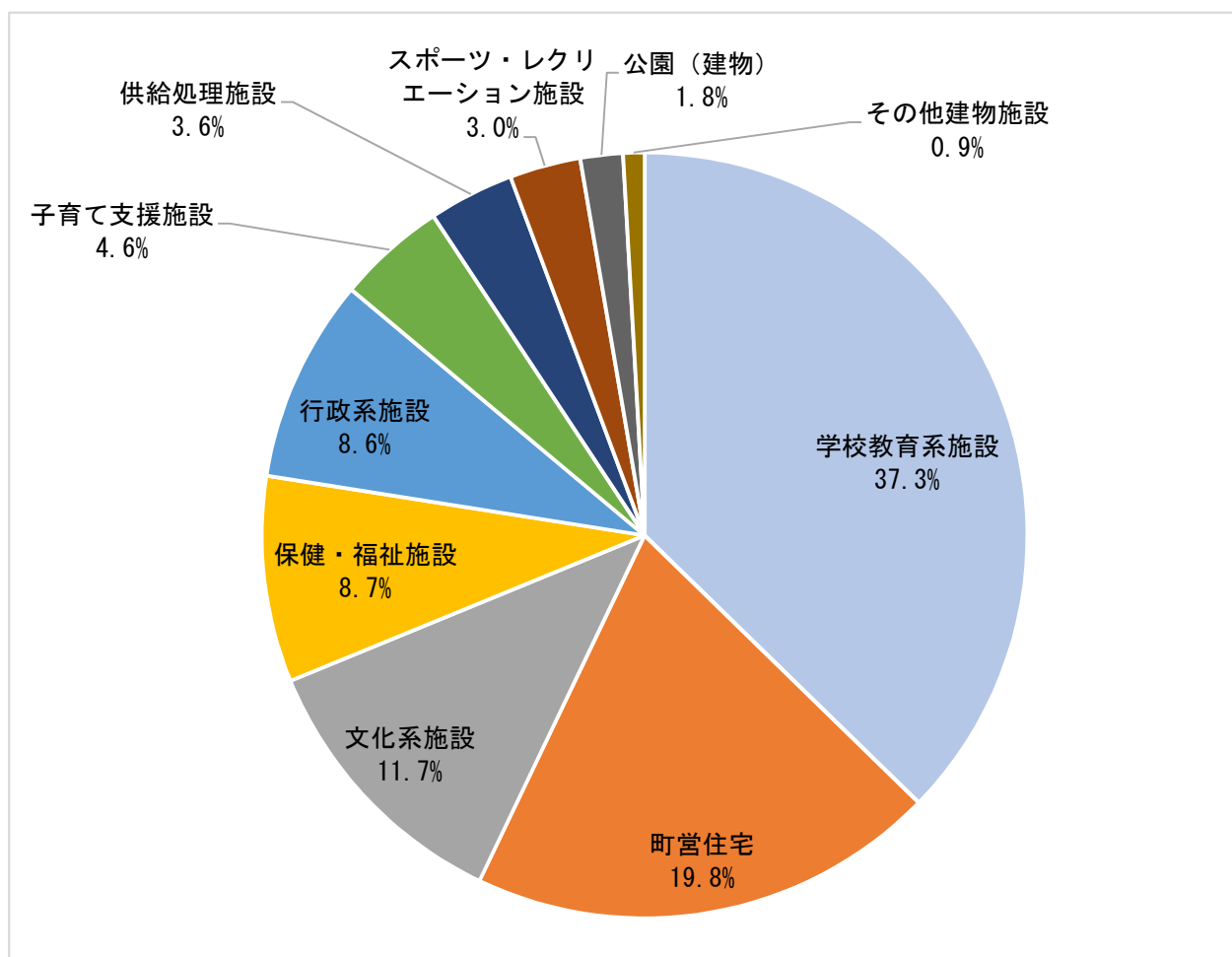
本町の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」の分類表と合わせています。公共施設の延床面積の合計は93,467.81㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が37.3%と最も多く、次いで、町営住宅、文化系施設となっています。この3施設で全体のおおよそ7割近くの延床面積を占めていることがわかります。なお、公共施設適正化基本方針を策定した平成27年度以降、緑ヶ丘住宅の建替え、関西電力多奈川第2発電所の廃止や南海電鉄株式会社のみさき公園事業からの撤退に伴う施設の無償譲渡等により延床面積に変動が生じています。

◆施設分類別資産状況（公共施設）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	8,831.22	各集会所、淡輪公民館、アップル館
	文化施設	2,079.64	青少年センター、文化センター、岬町交流センター
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	1,628.24	町民体育館、岬町スポーツ広場体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	1,206.27	とっとパーク小島、道の駅みさき、深日観光案内所等
学校教育系施設	学校	33,851.00	各小学校（淡輪・深日・多奈川・孝子）、岬中学校
	その他の教育施設	979.95	学校給食センター
子育て支援施設	幼児・児童施設	1,121.85	子育て支援センター
	幼保・こども園	3,208.39	淡輪幼稚園、各保育所（淡輪・深日・多奈川）
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,778.16	淡輪老人福祉センター、各老人憩いの家等
	障害福祉施設	199.75	こぐま園
	保健施設	1,179.56	保健センター

	その他社会保健施設	4,940.78	健康ふれあいセンター
行政系施設	庁舎	5,144.92	岬町役場庁舎
	消防施設	2,162.85	岬消防署、消防団車庫
	その他行政系施設	750.56	雨水排水ポンプ場、防災備蓄倉庫等
町営住宅	町営住宅	18,544.98	緑ヶ丘住宅等
供給処理施設	供給処理施設	3,367.38	岬町美化センター
公園施設（建物）	都市公園施設	1,657.81	みさき公園
その他建物施設	その他施設	834.50	淡輪火葬場、公衆便所等
合 計		93,467.81	

◆施設分類別公共施設延床面積割合



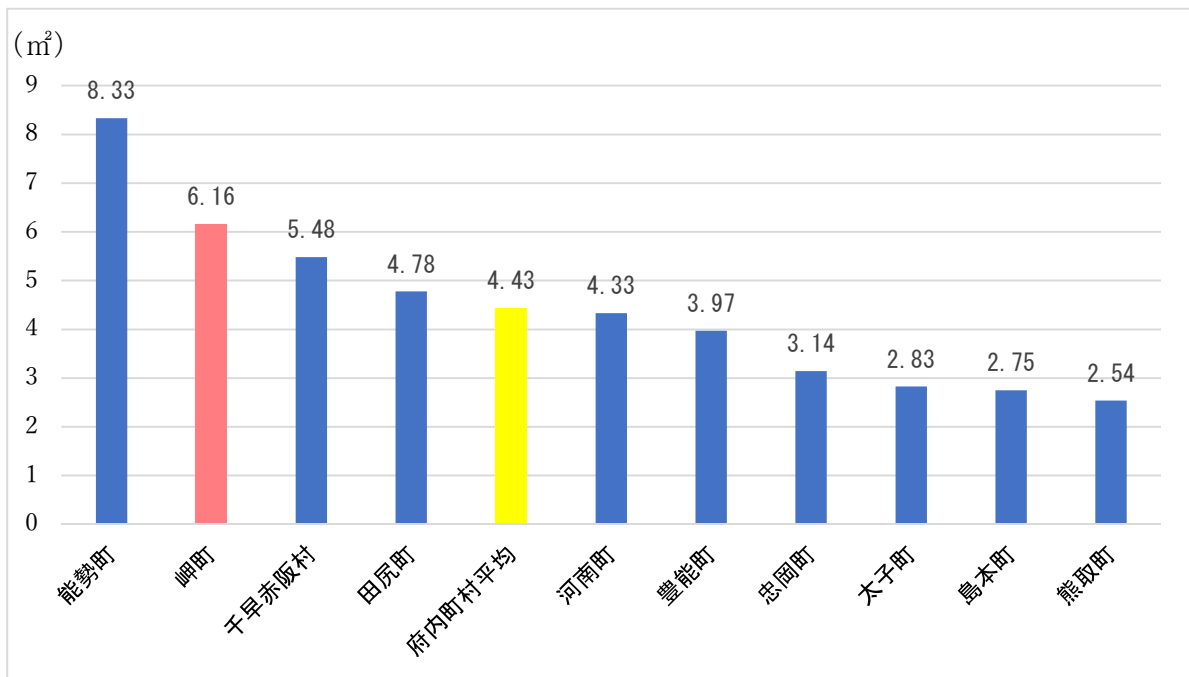
② 住民一人当たりの保有状況

令和3年3月末時点の本町の一人当たりの公共施設の保有面積は6.16㎡で、大阪府内町村の平均に比べ多い状況です。

しかし、他の町村においても、行政区域面積が大きい町村が一人当たりの公共施設の保有面積が大きい傾向にあります。

また、本町の特徴としては、他の町村に比べ町営住宅や集会所の保有面積が多いことが挙げられます。

◆住民一人当たりの公共施設の保有面積（大阪府内の各町村との比較）



※ 他団体について、総務省公表「2019年度決算公共施設状況調べ」及び大阪府公表「2019年人口動態総覧」で公表されている数値を基にグラフを作成。

③ 有形固定資産減価償却率の推移

建物のように形があり、時間の経過により価値が減少するものを有形固定資産といいます。この有形固定資産は、建物に係る取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表すことができ、これを有形固定資産減価償却率といいます。総務省が公表している財政状況資料集による施設分類での、本町の公共施設に係る有形固定資産減価償却率は、最も高いものが100%の体育館・プール施設となっており、次いで98.8%の福祉施設、一番低いものが43.1%の消防施設となっています。

ただし、この有形固定資産減価償却率が高いことが、直ちに施設の建替えの必要性や将来の財政負担を示すものではありません。

◆施設分類別（建築物）有形固定資産減価償却率

施設分類	有形固定資産減価償却率（％）		
	H29	H30	R 元
公営住宅	68.1	64.2	68.6
認定こども園・幼稚園・保育所	90.3	91.6	90.1
学校施設	65.2	67.5	69.4
児童館	72.9	75.6	78.3
公民館	89.5	91.5	93.6
体育館・プール	100.0	100.0	100.0
福祉施設	98.1	98.4	98.9
一般廃棄物処理施設	89.7	88.3	95.5
保健センター・保健所	79.7	80.7	83.8
消防施設	47.2	41.1	43.1
庁舎	98.2	98.3	98.6

出典 令和元年度財政状況資料集（令和3年11月）

（２）インフラ施設

本町のインフラ施設には、公園、道路、橋りょう及び下水道があります。上水道については、平成31年4月に大阪広域水道企業団へ統合され、以後の維持管理についても大阪広域水道企業団へと引き継がれています。

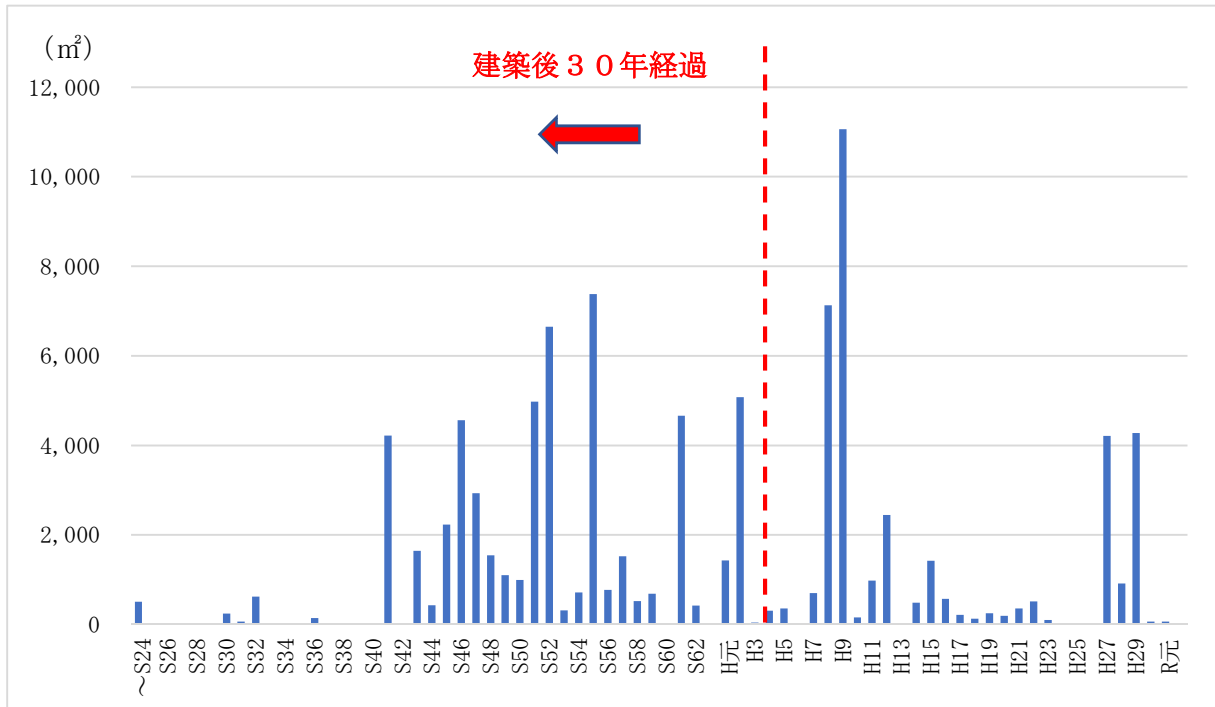
◆施設分類別資産状況（インフラ施設）

種 別	主な施設	保有面積等	
公園施設 (建物以外)	都市公園	8 箇所	1,034,404.26 m ²
	児童遊園	48 箇所	35,303.72 m ²
道路・橋りょう	町道	699 路線	136,824m
	橋りょう	104 橋	769.9m
下水道施設	公共下水道施設、漁業集落排水に係る浄化センター及び排水管等	管渠	—
		施設	1 施設
			54,161.69m
			298.22 m ²

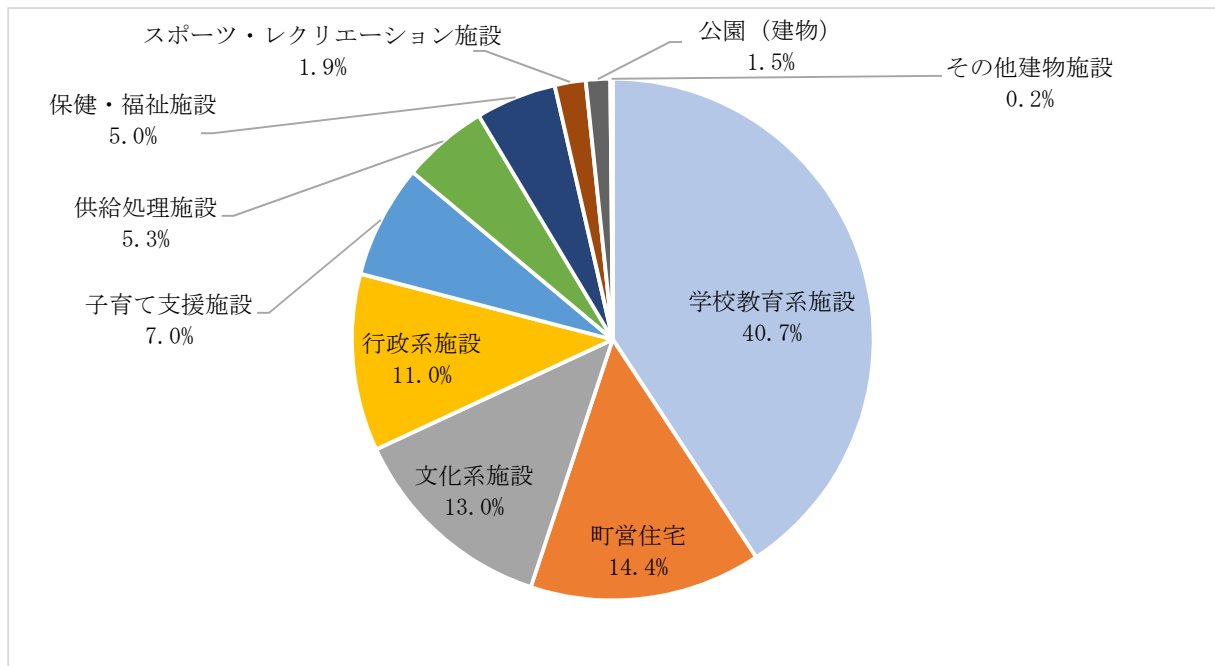
2. 公共施設の老朽化状況

公共施設全体の延床面積 93,467.81㎡のうち、建物が整備されてから30年以上（令和4年4月現在）が経過している延床面積は、56,485.36㎡で、全体の約60%に相当しています。内訳をみると、学校教育系施設が全体の40.7%と多く、次いで町営住宅が14.4%、文化系施設が12.9%と続いています。

◆公共施設の建築年別の整備状況（床面積ベース）



◆建築後30年が経過している建物の内訳（延床面積ベース）

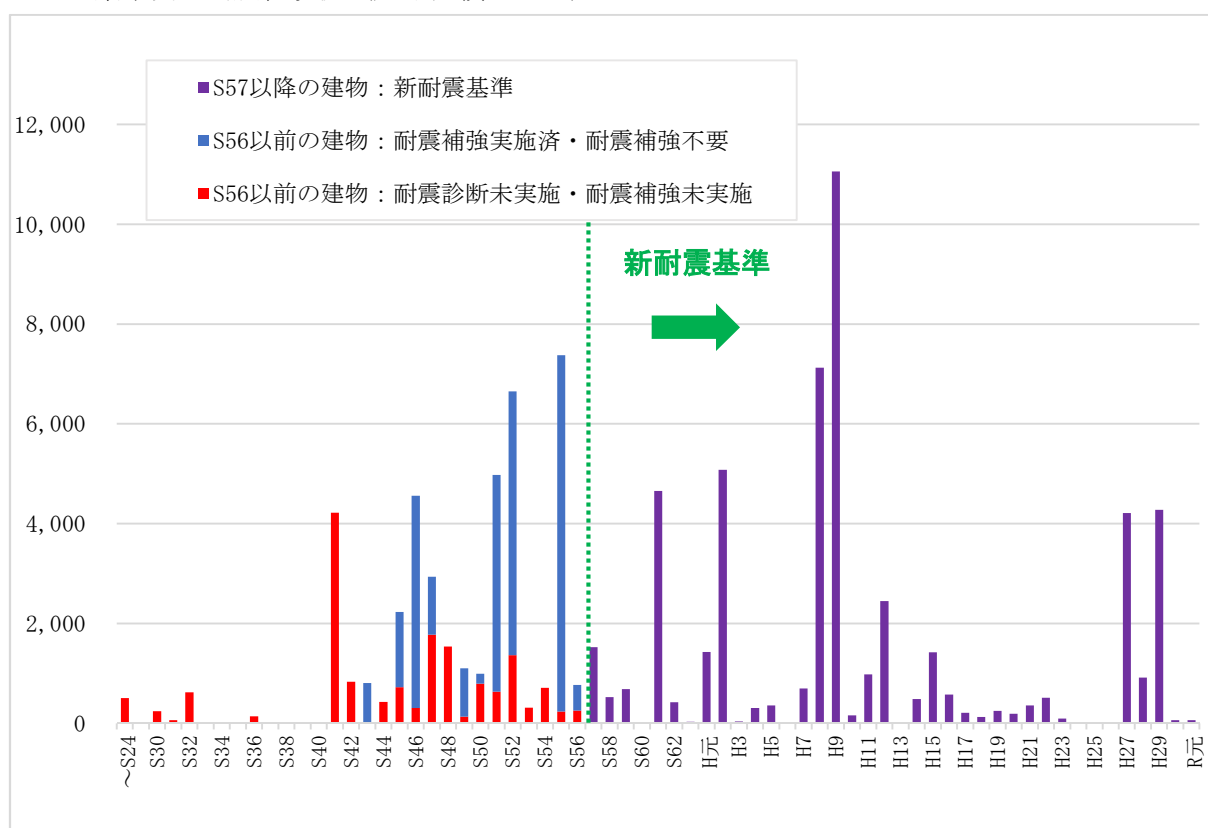


3. 耐震化の状況

公共施設の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の55.0%（51,394.75㎡）が新耐震基準により建築され、残りの45.0%（42,073.06㎡）が昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準により建築された施設です。そのうち62.2%（26,163.90㎡）が耐震補強実施済みもしくは耐震補強不要となっており、公共施設の約8割が地震に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全の確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆建築年度別耐震化状況（延床面積ベース）



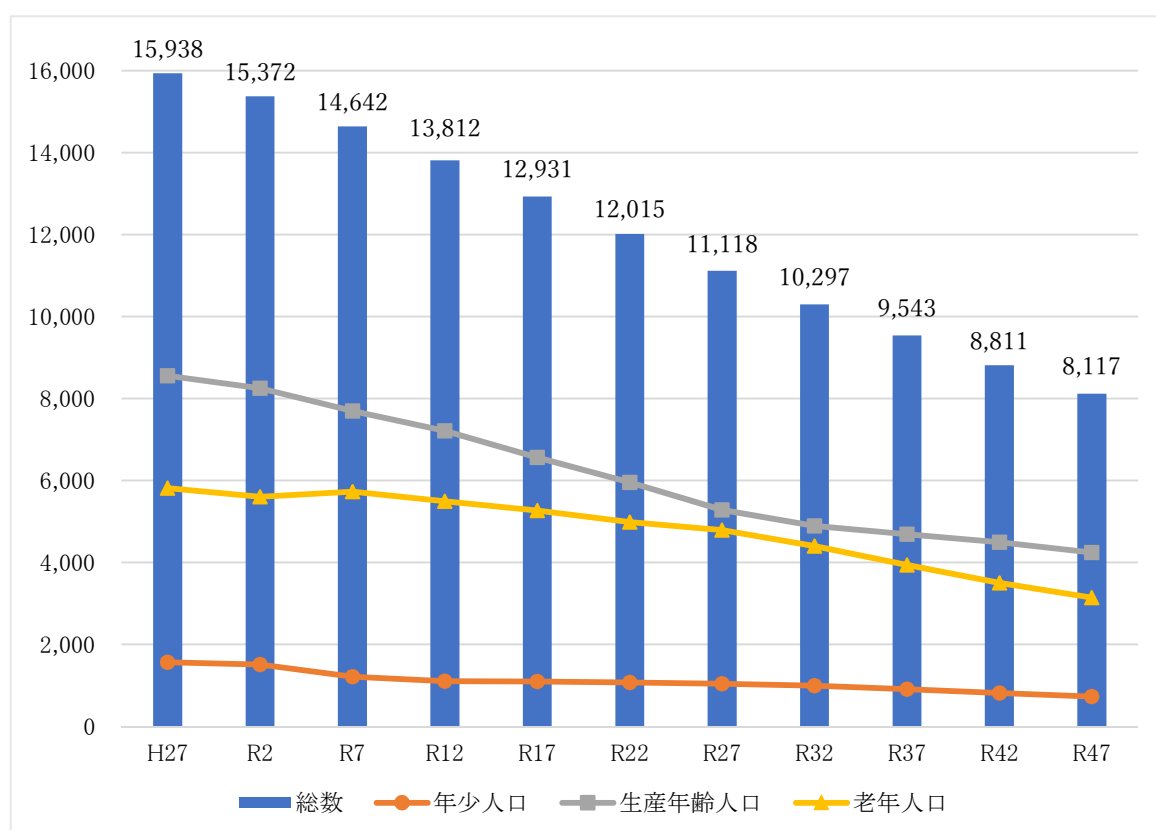
4. 人口の見通し

本町の人口見通しについて「第2期岬町人口ビジョン」では、出生率の上昇や人口流出の削減等各種施策の実施により令和47年の目標人口を8,117人としています。これは国勢調査（平成27年）時点の人口15,938人の50.9%（減少率49.1%）となります。

人口構造別にみると、老年人口（65歳以上）と年少人口（0歳～14歳）は緩やかな減少であるのに対し、生産年齢人口（15歳～64歳）は急激な減少が見込まれています。

このことから、生産年齢人口（15歳～64歳）の社会的要因による減少や少子高齢化の進展により公共施設に対する住民ニーズの変化等が予想されます。

◆総人口の推移と将来展望人口（3区分別）



出典 第2期 岬町人口ビジョン（令和3年4月）

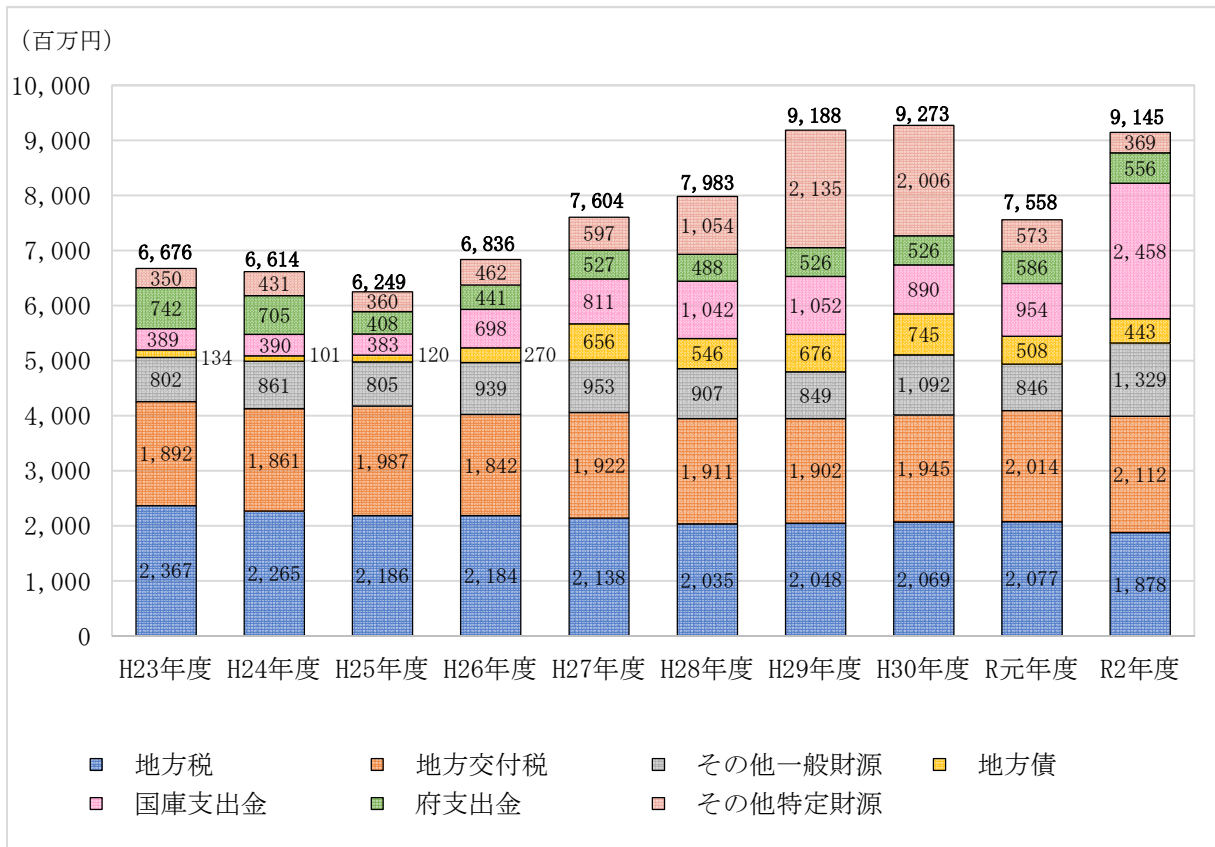
5. 財政の状況

(1) 歳入の状況

本町の歳入総額は、平成25年度以降増加傾向となっていますが、これは国や府からの支出金及び地方債の増加が主な要因です。

歳入の根幹となる地方税については、企業立地促進条例を制定し、関西電力多奈川発電所、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンへの新たな企業の進出促進を図り、固定資産税の増収に取り組んでいます。しかし、生産年齢人口（15歳～64歳）の急激な減少並びに固定資産税の超過課税の廃止及び地価の下落により減少傾向にあることから、今後についても厳しい状況が予想されます。

◆歳入決算額の推移（普通会計）

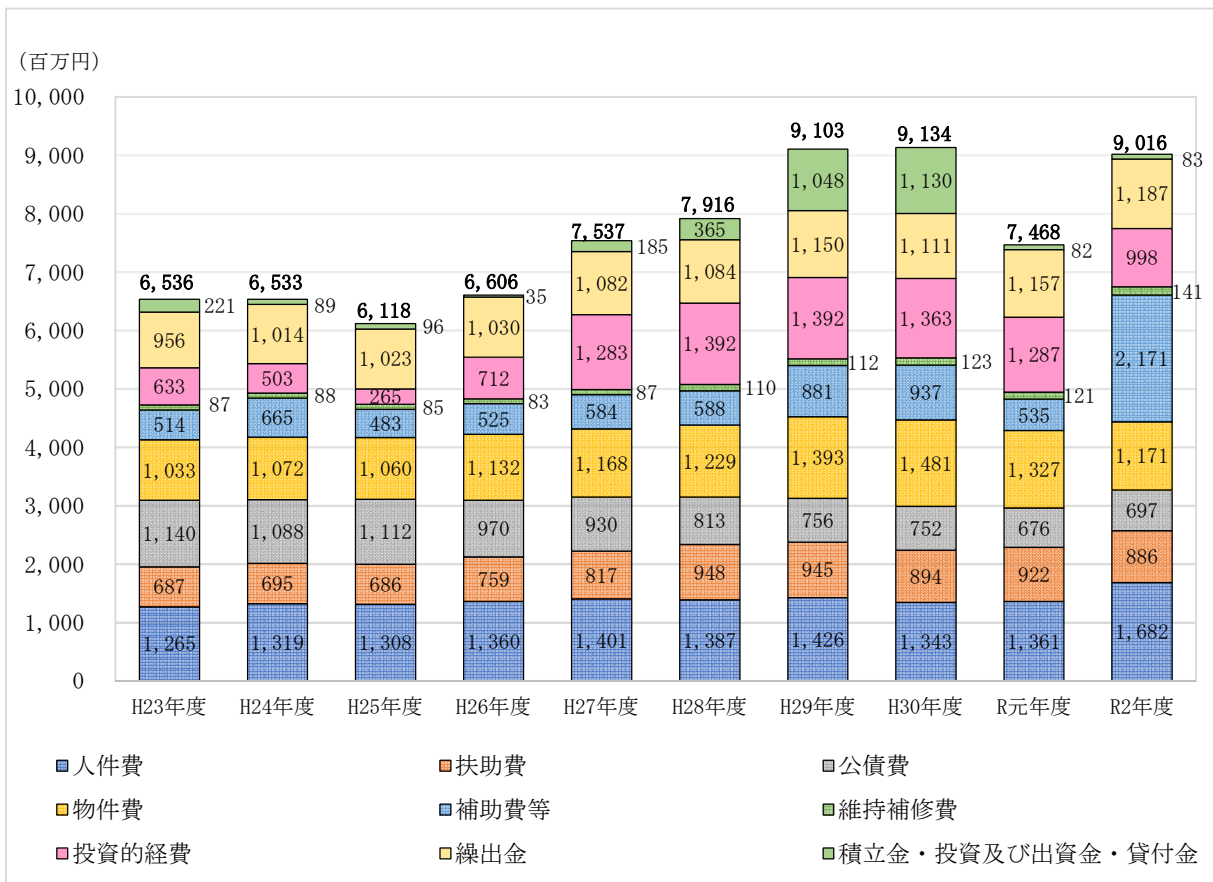


(2) 歳出の状況

本町の歳出総額は、平成23年度以降、歳入同様に増加傾向となっており緑ヶ丘住宅の建替えや道の駅「みさき」の整備、町道海岸連絡線等の道路整備による普通建設事業費※1の増加、ふるさと応援事業による物件費の増加や会計年度任用職員制度による人件費の増加が主な要因となっています。今後は、高齢化の進展に伴う医療費等の社会保障費の増加や更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予想されます。

※1 普通建設事業費・・・普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。

◆性質別歳出決算額の推移（普通会計）



6. 公共施設等に係る経費の見込み

(1) 公共施設等に係る維持管理経費等

公共施設に係る直近5ヵ年の維持補修費については、各施設の老朽化に伴い増加傾向にあります。公共施設に係る新設・改良については、道の駅「みさき」の整備や町営緑ヶ丘住宅の建設に伴い、平成28年度から平成30年度までの事業費が大きくなっています。

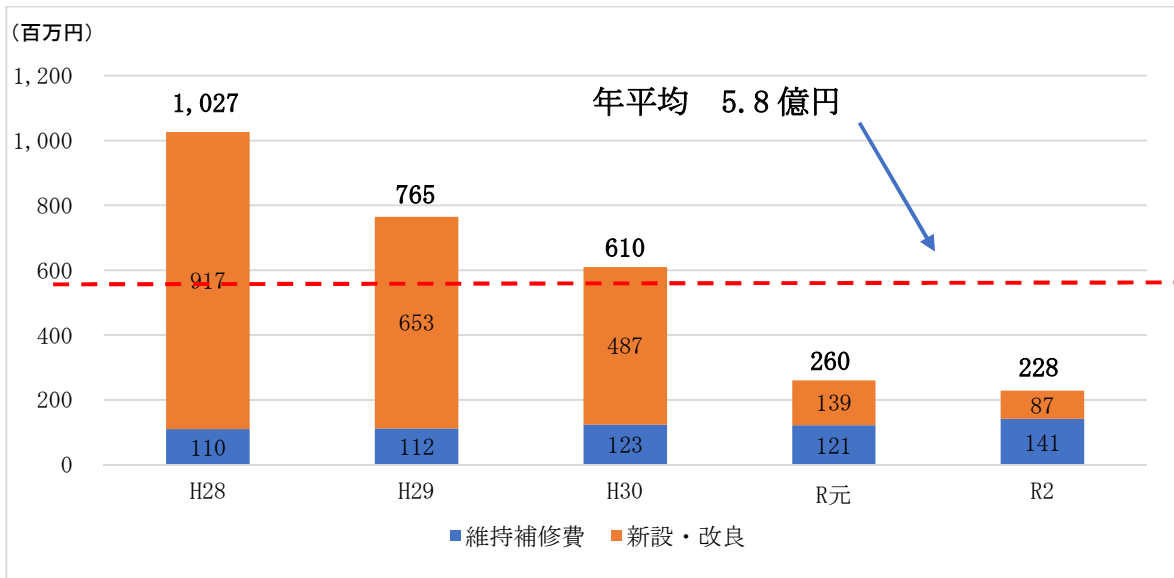
なお、公共施設に係る維持管理経費等の年平均経費は、5.8億円となっています。

インフラ施設に係る新設・改良については、町道海岸連絡線や町道多奈川歴史街道線、町道西畑線の整備に伴い事業費が大きくなっています。

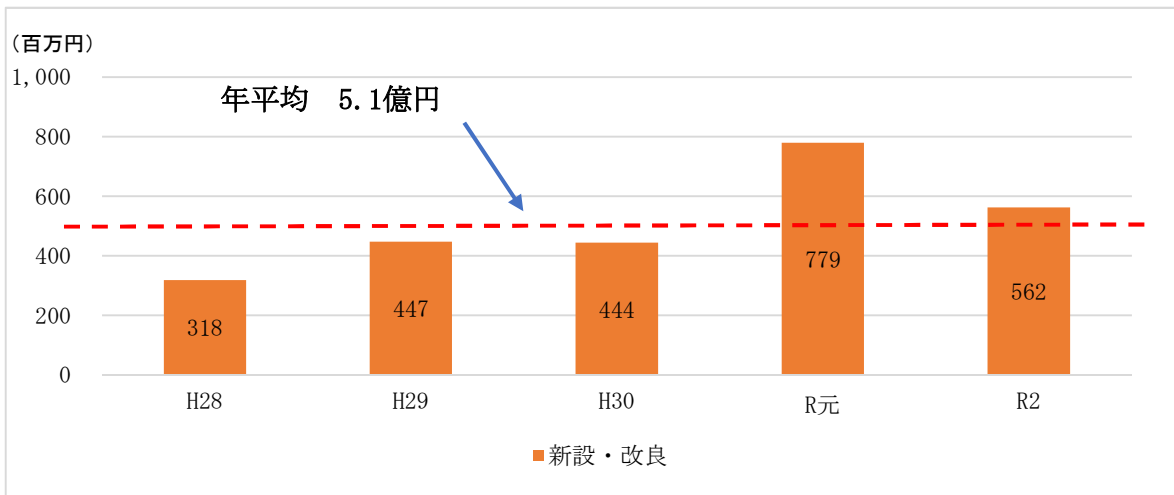
また、インフラ施設に係る新設・改良経費の年平均経費は、5.1億円となっています。

公共施設等に係る新設・改良については、事業を実施する年度には多額の費用を要するため、国や府の支出金や起債の発行等により財源の確保に努めながら取り組んでいますが、今後、更新を迎える公共施設等の更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆公共施設に係る維持管理経費等の推移（普通会計）



◆インフラ施設に係る新設・改良経費の推移（普通会計）



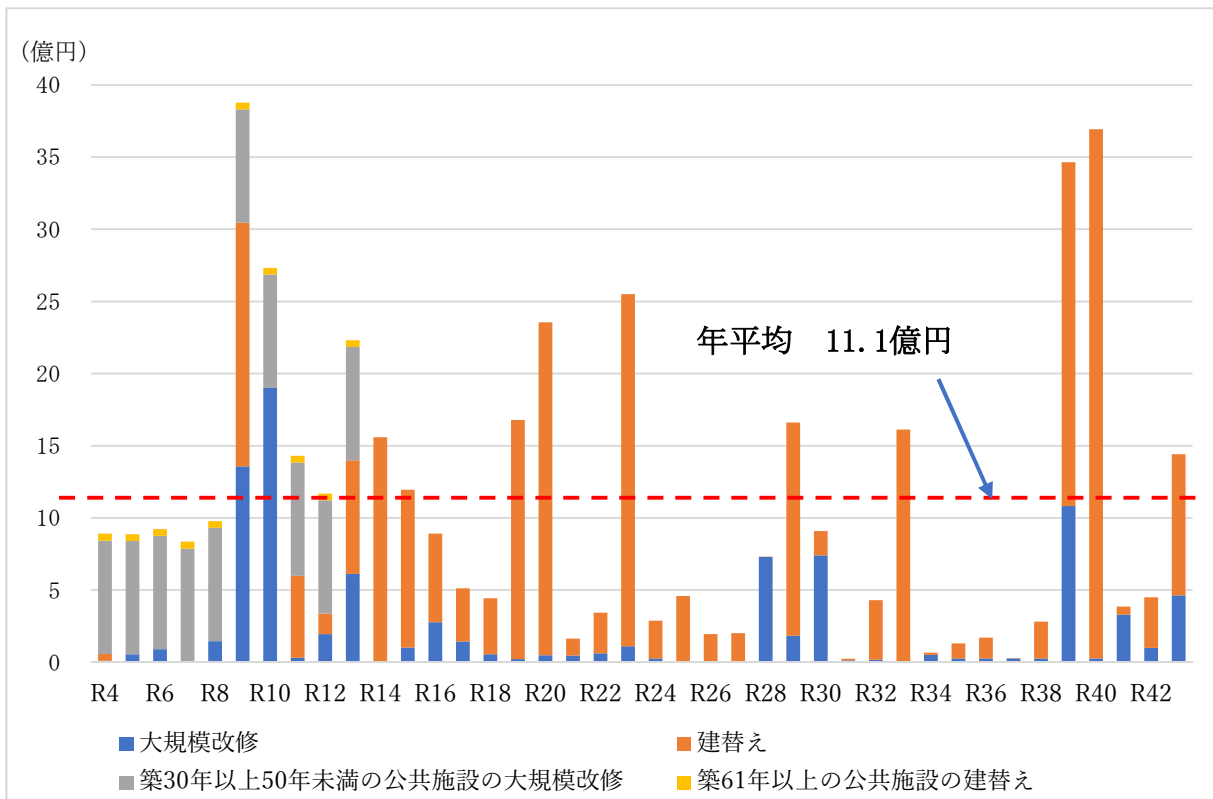
(2) 将来の更新費用等の推計

① 公共施設

保有する公共施設の大規模改修や更新の費用について、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）を使用し、現在と同じ床面積で建築後30年には大規模改修、60年には更新を行うこととし、建築後30年を経過しており、未だ大規模改修等を実施していない施設については、令和13年度までに大規模改修を行うことを条件として試算すると、今後40年間の合計で約442.6億円となり、年平均で11.1億円の費用が必要となります。

この費用は、現在の既存公共施設の更新のみに係る費用ですが、前述した公共施設に係る維持管理経費等の年平均5.8億円の約2倍となっており、さらなる財政負担となることが見込まれます。

◆公共施設の将来の更新費用等の推計



② インフラ施設

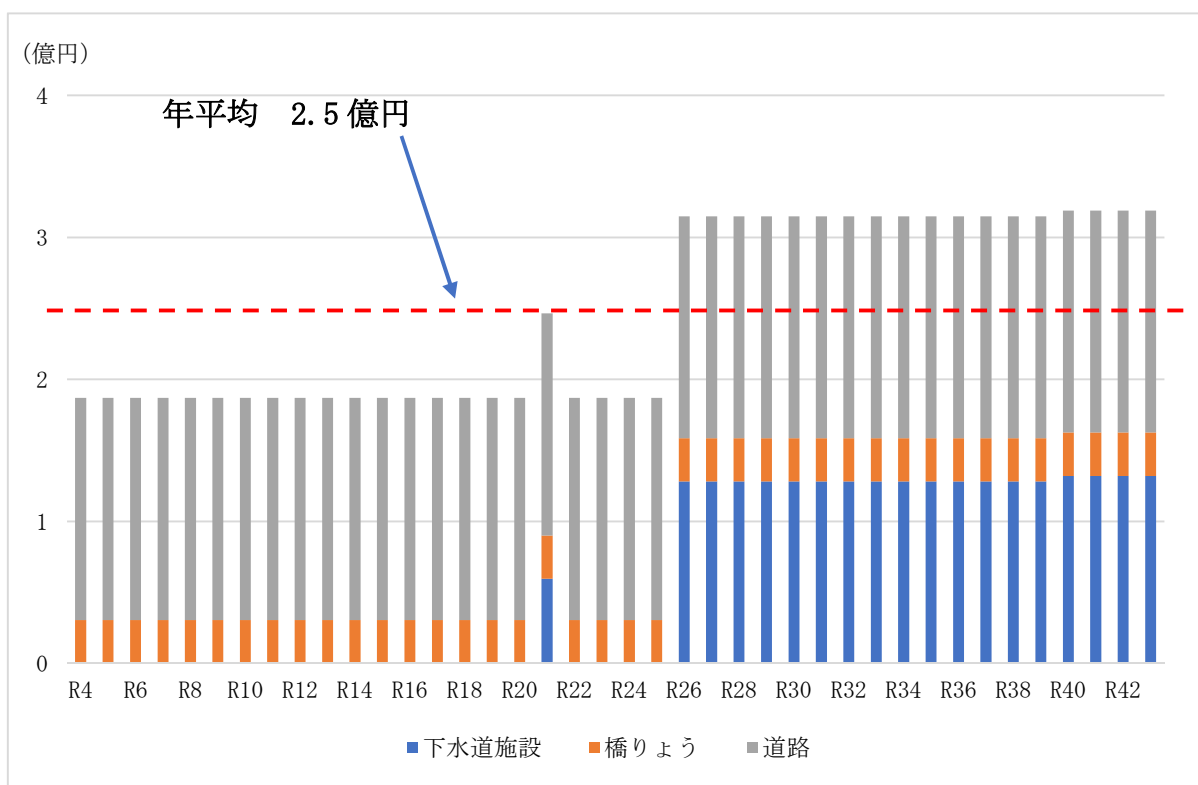
インフラ施設の更新費用について、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）を使用し、更新時期を迎えた施設を同規模で改修することを条件として試算すると、今後40年間の合計で約98.9億円、年平均2.5億円必要になると見込んでいます。

なお、下水道施設のうち漁業集落排水事業の処理施設である小島浄化センターについては、令和21年に大規模改修を見込んでいます。

管渠については、公共下水道の供用開始が平成6年であることから令和26年以降に更新等費用を見込んでいます。

この費用は、現在の既存インフラ施設の更新のみに係る費用ですので、今後、インフラ施設の新規整備事業を行う場合には、新たな整備費用が上乘せされることとなります。（インフラ施設に係る新設・改良経費の直近5カ年の年平均では5.1億円）

◆インフラ施設の将来の更新費用の推計



(3) 個別施設計画に基づく対策実施効果額

現在策定されている各個別施設計画に沿って施設の長寿命化等を実施した場合、今後40年間で約15億円の経費が削減できる試算が示されています。（「岬町学校施設の長寿命化計画」と「岬町営住宅長寿命化計画」より）

1. 計画期間

本計画は公共施設等の寿命が数十年に及ぶため中長期的な視点が不可欠であることから、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

また、10年間にわたって効果的、継続的にアセットマネジメント^{※2}を実施していくため、必要に応じ、計画の検証と見直しを適宜行うこととします。

※2 アセットマネジメント・・・資産（アセット）の状況を的確に把握し、評価し、計画的かつ効率的に管理する手法。

2. 取組体制の構築

公共施設等の管理運営は所管部署ごとの判断に基づいて行われますが、大規模改修や更新の実施には、優先度、他施設との複合化の可能性など、本町全体としての最適化の観点から検討・判断し、取組むことが不可欠になります。

したがって、総務部門、財政部門及び所管部門の協議・情報共有など連携を取りつつ施設の状況等を把握し、既存の行財政改革推進本部を活用することにより、全庁的な視点で現分析や今後のあり方について検討し、必要な意思決定を行うことができる取組体制の構築を図ります。

3. 現状や課題に関する基本認識

（1）数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行に伴う人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変遷していくことが考えられます。

また、本町全体の人口が減少することにより、一人当たりの公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況となることが考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

（2）機能・性能の適正性

公共施設のうち築後30年以上経過しているものが60.3%、築後20年から29年経過しているものが24.7%となっています。10年後には築後30年以上経過する公共施設が8割を超えるため、老朽化や機能の低下が懸念されます。また今後、施設の機能・性能を適正に保つためには大規模改修や更新が必要となります。

(3) コストの適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少や扶助費が増加し、普通建設事業費に充てることのできる財源も、年々減少していくことが予想されます。

このような中で、今後、多くの公共施設等が更新の時期を迎えることから、施設の更新や長寿命化・大規模改修を実施するに当たっては、更新と長寿命化・大規模改修を行った場合の将来に渡る費用効果について、施設等の償却期間を含めて比較・検討して方向性を定めることとします。

また、既存施設の維持管理においては、予防保全^{※3}型の維持管理を推進することにより経費削減等を行い、今後も、施設のランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営に努めます。

※3 予防保全・・・損傷が軽微である段階から機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う予防的な保全のこと。

4. 公共施設等の管理計画に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の損傷、腐食及び経年劣化による破損等は、未然防止や軽微な段階での発見対応が重要との考えから、点検や診断等により施設状況を適宜把握し、予防保全的な視点での対応を実施します。

(2) 維持管理・運営・修繕等の実施方針

維持管理については、点検診断や修繕データ等によるリスク評価^{※4}等に基づいた計画的な修繕を基本とし、未然防止や軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進することにより緊急的な修繕工事等を抑制し維持管理費を縮減します。施設運営については、PPP^{※5}・PFI^{※6}の活用を積極的に検討し、民間事業者等の資金や経営等技術能力の活用による効果的・効率的で質の高いサービスの提供を目指します。

施設等の修繕については、施設等の機能、住民ニーズ及び点検・診断結果を踏まえ、中長期的な計画を策定し進めます。

※4 リスク評価・・・事故・故障の発生確率と事故・故障が発生したときの被害規模の組み合わせで危険度を評価すること。

※5 PPP・・・パブリックプライベートパートナーシップの略。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法。

※6 PFI・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術能力を活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供手法。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保は、利用者の安全かつ安心な施設利用が前提条件であるため、点検・診断等の結果、危険性が認められた場合には、施設利用者の安全確保を最優先として改善対策を実施します。

特に、差し迫って危険性が認められた場合、利用停止やバリケードの設置等安全対策を施したうえで早急に修繕等を実施します。

また、今後利用する見込みのない施設については、老朽化等による周辺への危険が生じないように安全対策を施したうえで、取壊し等の対策を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

施設の耐震化については、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に基づき耐震化を推進します。

公共施設の多くは、災害時に避難所や応急対策の活動拠点となるため、機能確保の観点から計画的に耐震化を図ります。

耐震化の実施においては、災害時の避難所指定の有無、利用頻度の状況や住民ニーズ等を考慮し優先順位を付して進めます。

(5) 長寿命化の実施とライフサイクルコスト（LCC）^{※7}の縮減方針

点検・診断等の結果や修繕データ等によるリスク評価等に基づいた計画的な修繕や軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理に重点を置くことにより公共施設等の延命を図ります。

また今後、長寿命化を必要とする公共施設については、長寿命化計画を策定し改修することでライフサイクルコストの縮減を図ります。

※7 ライフサイクルコスト（LCC）・・・計画・設計・施工から、日常の保守、修繕費用、大規模改修、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

(6) ユニバーサルデザイン^{※8}化の推進方針

公共施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

※8 ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

(7) 地域環境配慮型公共施設の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的・計画的な施策を推進することとしています。

このため、「岬町地球温暖化対策実行計画事務事業編（計画期間2030年度まで）」に基づきCO₂の削減を目指して、公共施設においても太陽光発電やLED照明の導入等に取り組むとともにトップランナー制度^{※9}に基づく省エネ基準に適合する設備を導入することにより2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」に挑戦するための省エネルギー改修の取組みを推進します。

※9 トップランナー制度・・・自動車や電気・ガス石油機器（家電・OA機器）等の指定された機器に関するエネルギー消費効率を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく省エネルギー基準（機器におけるエネルギー消費効率が現時点最も優れた機器の性能水準）以上にする制度。

(8) 更新時における規模の見直し及び統合や廃止の推進方針

公共施設の新設や更新については、近隣の民間施設と競合を避け、他の公共施設の空きスペースの利用や転用による統合を検討し、新たな施設の増加を抑制します。なお、更新の際は、必要最小限の規模とし、他の施設との複合化を検討することにより、将来に渡っての施設総量の管理及び更新費用の抑制等財政負担の軽減を図ります。

また、設置目的を終えた施設や利用頻度が低く代替性のある施設については、廃止に努めます。

(9) 計画期間中の数値目標の設定（施設保有量の削減）

施設の削減の目標床面積については、人口減少により、一人当たり床面積が必然的に増加し、施設の利用に余裕が生じることから、施設の利用形態の変更や効果的・効率的な利用の促進等を図ることにより、令和2年度から令和12年度の10年間の人口減少見込減少率（10.15%）の約2分の1となる5%を床面積削減の目標と設定します。

(10) 地方公会計の活用

本町は、「統一的な基準による地方公会計」を平成29年度から導入していることから他の類似団体との財政状況の分析比較や固定資産台帳のデータと人口統計等のデータを組み合わせて処理し、本町の施設保有状況について、施設分類別に分析を行ったり、一人当たりの床面積等を比較することにより特徴を捉え、課題を把握し、今後の施設のあり方の検討に活用します。

(11) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産のうち用途廃止した施設や未利用財産で将来的に利活用の計画がなく、町有財産として保有する必要性の低い施設や民間で同様のサービスが提供されている施設については、民間等への譲渡や売却を進めます。

(12) 広域的な連携（近隣自治体施設の相互利活用）

建物施設は、それぞれの市町の区域の住民へのサービス提供を前提として、団体ごとに建設を行って来ましたが、しかし、広域的に補完できる施設については、近隣自治体と連携を図りながら施設の相互利活用を視野に検討します。

(13) 本町における各種計画との連携

本町は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことから「岬町過疎地域持続的発展計画」を策定し、地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。その過疎地域持続的発展計画において、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来的財政負担を把握し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の整備について公共施設等総合管理計画との整合を図ることとなっています。

また、施設の耐震化については、前述した計画に基づき耐震化を推進します。加えて、前述した地域環境配慮型公共施設の推進として「岬町地球温暖化対策実行計画事務事業編」に基づき、再生可能エネルギー設備の設置や省エネルギー機器の導入等によりCO₂の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」に挑戦します。

(14) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

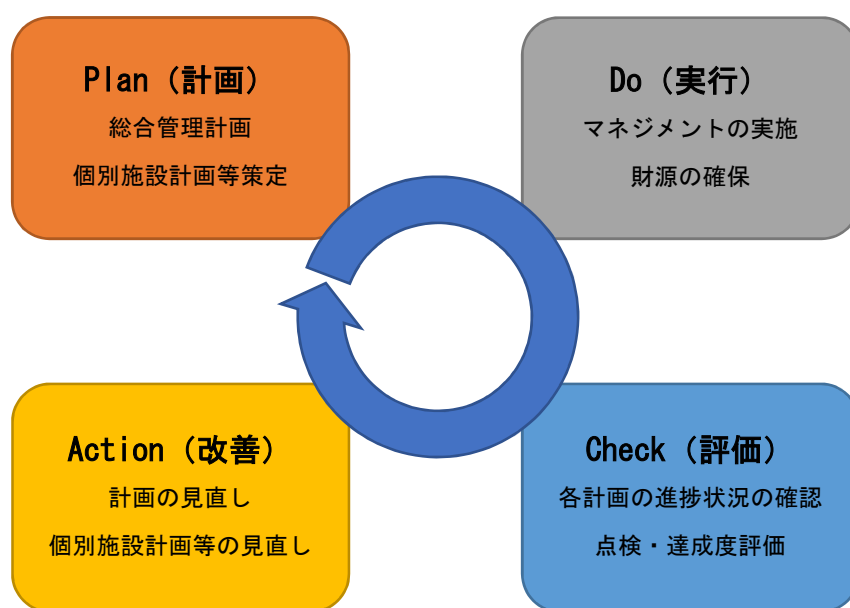
公共施設マネジメントの意義や施設の適切な維持管理方法等について、全庁的な意識の共有を図るため、職員を対象とした研修会等に積極的に参加させるとともに、公共施設の計画的な適正管理を実施するため、職員による定期的な点検（目視を含む。）や住民からの通報等に対する迅速な状況確認を推進し、予防保全に努めるとともに発見した損傷や危険個所については、計画的に修繕・改修を行います。

また、公園施設については、国の点検基準を参酌して、基準を作成し、それに基づく定期的な点検（目視を含む。）を実施するなど計画的な管理を行います。

5. フォローアップの実施方針

本計画を踏まえた公共施設等のマネジメントの推進に当たっては、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

なお、適切に進捗管理を行っていくために一つの部署だけでなく、関連する部署が相互に連携・調整を行い、その結果を行財政改革推進本部において施設情報として一元化し、計画の進捗状況の確認・達成度評価を行い、国の制度変更や社会経済情勢の変化などにより見直しが必要となった際に、適宜見直しを行い計画のローリングを図ります。



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

「第3章 4. 公共施設等の管理計画に関する基本的な考え方」を踏まえて、施設類型ごとの管理に関する基本方針を記載します。

1. 公共施設の管理に関する基本方針

◆施設分類別資産状況（公共施設）（再掲）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	8,831.22	各集会所、淡輪公民館、アップル館
	文化施設	2,079.64	青少年センター、文化センター、岬町交流センター
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	1,628.24	町民体育館、岬町スポーツ広場体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	1,206.27	とっとパーク小島、道の駅みさき、深日観光案内所等
学校教育系施設	学校	33,851.00	各小学校（淡輪・深日・多奈川・孝子）、岬中学校
	その他の教育施設	979.95	学校給食センター
子育て支援施設	幼児・児童施設	1,121.85	子育て支援センター
	幼保・こども園	3,208.39	淡輪幼稚園、各保育所（淡輪・深日・多奈川）
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,778.16	淡輪老人福祉センター、各老人憩いの家等
	障害福祉施設	199.75	こぐま園
	保健施設	1,179.56	保健センター
	その他社会保健施設	4,940.78	健康ふれあいセンター
行政系施設	庁舎	5,144.92	岬町役場庁舎
	消防施設	2,162.85	岬消防署、消防団車庫
	その他行政系施設	750.56	雨水排水ポンプ場、防災備蓄倉庫等
町営住宅	町営住宅	18,544.98	緑ヶ丘住宅等
供給処理施設	供給処理施設	3,367.38	岬町美化センター
公園施設（建物）	都市公園施設	1,657.81	みさき公園
その他建物施設	その他施設	834.50	淡輪火葬場、公衆便所等
合 計		93,467.81	

(1) 文化系施設

本町では、公民館や文化センター、各地域に集会所（会館）等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるための役割を果たしています。これらの施設は数が多く、建築時期も様々であり、老朽化した施設は、維持管理経費が多額となっていることが課題となっています。また、令和4年度に図書館等整備検討委員会を設置し、図書館等の整備について検討します。

文化系施設（大分類）					
中分類	集会施設	施設数	37 施設	延床面積	8,831.22 m ²
主な施設	各地域に設置されている集会所、淡輪公民館、アップル館				
中分類	文化施設	施設数	3 施設	延床面積	2,079.64 m ²
主な施設	青少年センター、文化センター、岬町交流センター				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。なお、改修の際には、ライフサイクルコストを見据えた上で省エネルギー設備の導入を図ります。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。アップル館については、指定管理者制度を活用し、効果的・効率的な運用を図ります。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	耐震化の実施に当たっては、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に基づき耐震化を推進します。また、未計画の施設については、今後、災害時の避難所指定施設や利用頻度等を考慮し、耐震化の必要性や優先順位等の検討を行います。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの削減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	文化系施設については、施設の複合化などを検討し、費用の抑制や総量の適正化に努めます。				

(2) スポーツ・レクリエーション施設

本町では、スポーツ施設 3 施設とレクリエーション・観光施設 4 施設を保有しています。
町民体育館は、建築されてから 50 年が経過しており老朽化しています。

また、とっとパーク小島では、「岬町海釣り公園棧橋維持・管理計画」に基づき長期的な維持管理・修繕を行っています。

スポーツ・レクリエーション施設（大分類）					
中分類	スポーツ施設	施設数	3 施設	延床面積	1,628.24 m ²
主な施設	町民体育館、岬町スポーツ広場体育館、岬町テニスコート倉庫				
中分類	レクリエーション施設・観光施設	施設数	4 施設	延床面積	1,206.27 m ²
主な施設	とっとパーク小島、道の駅みさき、深日港観光案内所、みさき公園駅前観光案内所				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。とっとパーク小島及び道の駅みさきについては、指定管理者制度を活用し、効果的・効率的な運用を図ります。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	これらの施設（倉庫を除く。）は、既に耐震性を有しています。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの縮減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	施設の利用状況等や人口構成の変化に伴う住民ニーズに応じた適正な総量の検討を適宜行います。				

(3) 学校教育系施設

本町では、小学校4校（うち1校が休校中で歴史館として運用しています。）と中学校1校を保有しています。小学校については、築後30年以上が経過しているため、今後、大規模改修が必要になると考えられます。学校給食センターについては、中学校調理場を廃止し幼稚園・小学校・中学校の給食を調理する調理場として統合を図りました。

学校教育系施設（大分類）					
中分類	学校	施設数	5 施設	延床面積	33,851.00 m ²
主な施設	淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校、孝子小学校（休校中）、岬中学校				
中分類	その他の教育施設	施設数	1 施設	延床面積	979.95 m ²
主な施設	学校給食センター				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	耐震診断が実施されていない施設（孝子小学校）については、耐震化の必要性を今後検討します。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果から「岬町学校施設長寿命化計画」に基づき、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの削減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	孝子小学校については現在休校中のため、歴史館とし運用しており、今後も継続して施設の有効利用を図ります。学校施設については、生徒・児童数等の状況に応じ、余裕教室の転用、施設の複合化による費用の抑制や総量の適正化に努めます。				

(4) 子育て支援施設

本町では、子育て支援系施設5施設を保有しています。深日保育所及び多奈川保育所については、各小学校に併設（校舎内に設置）し、施設の集約を図りました。今後は、老朽化に伴う維持管理経費の増加や少子高齢化に伴う利用者の減少が課題となっています。

子育て支援系施設（大分類）					
中分類	幼児・児童施設	施設数	1施設	延床面積	1,121.85㎡
主な施設	子育て支援センター				
中分類	幼保・こども園	施設数	4施設	延床面積	3,208.39㎡
主な施設	淡輪幼稚園、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	これらの施設は、既に耐震性を有しています。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの縮減を検討します。なお、深日保育所及び多奈川保育所については、小学校校舎内に併設されているため、「岬町学校施設長寿命化計画」に従い、長寿命化を図ります。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	深日保育所や多奈川保育所については、小学校内（深日・多奈川）への併設を実施し、施設の維持管理経費削減に努めています。今後も、利用状況に応じた適正な総量の検討を適宜行います。				

(5) 保健・福祉施設

本町では、高齢福祉施設 13 施設、障害福祉施設 1 施設、保健施設 1 施設とその他社会保健施設 1 施設を保有しています。保健センターについては、築後 40 年以上が経過しているため計画的な改修が必要になると考えられます。

保健・福祉施設（大分類）					
中分類	高齢福祉施設	施設数	13 施設	延床面積	1,778.16 m ²
主な施設	淡輪老人福祉センター、各地域に設置されている老人憩いの家				
中分類	障害福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	199.75 m ²
主な施設	こぐま園				
中分類	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	1,179.56 m ²
主な施設	保健センター				
中分類	その他社会保健施設	施設数	1 施設	延床面積	4,940.78 m ²
主な施設	健康ふれあいセンター				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。健康ふれあいセンターについては、指定管理者制度を活用し、効果的・効率的な運用を図ります。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	耐震化の実施に当たっては、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に基づき耐震化を推進します。また、未計画の施設については、今後、災害時の避難所指定施設や利用頻度等を考慮し、耐震化の必要性や優先順位等の検討を行います。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの縮減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	高齢福祉施設については、利用者の状況等、住民ニーズに応じた総量を検討します。その他の施設については、費用の抑制や総量の適正化に努めます。				

(6) 行政系施設

本町では、行政系施設として庁舎のほかに消防施設 11 施設とその他行政系施設 7 施設を保有しています。庁舎については、建設されてから 50 年以上が経過し、耐震基準を満たしていない状況です。岬町庁舎の整備に必要な資金を確保するため、岬町庁舎整備基金を設置し、財源計画を立て事業に取り組めます。

行政系施設（大分類）					
中分類	庁舎	施設数	1 施設	延床面積	5,144.92 m ²
主な施設	岬町役場庁舎				
中分類	消防施設	施設数	11 施設	延床面積	2,162.85 m ²
主な施設	岬消防署、各地域に設置されている消防団車庫				
中分類	その他行政系施設	施設数	7 施設	延床面積	750.56 m ²
主な施設	雨水排水ポンプ場（4 施設）、防災備蓄倉庫、坊の山中継局舎、多奈川倉庫（旧多奈川保育所建屋）				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	耐震化の実施に当たっては、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に基づき耐震化を推進します。庁舎については、庁舎建替検討委員会から建替えの答申がなされていることから、岬町庁舎整備基金を設置し、事業に取り組めます。また、未計画の施設については、今後、利用頻度等を考慮し、耐震化の必要性や優先順位等の検討を行います。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの削減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	庁舎の建替えに当たっては、コミュニティ施設との複合化等により費用の抑制や総量の適正化に努めます。 また、岬消防署については、泉州南消防組合への譲渡を検討します。				

(7) 町営住宅

本町では、5施設の町営住宅を保有しています。岬町営住宅長寿命化計画において、淡輪住宅及び深日小池谷住宅については、順次用途廃止する方針となっており、緑ヶ丘住宅については、PFI方式による建替え(平成25年度から平成30年度)を実施しました。小田平住宅、平野北住宅については、計画に基づき長寿命化を図ります。

町営住宅 (大分類)					
中分類	町営住宅	施設数	5施設	延床面積	18,544.98 m ²
主な施設	緑ヶ丘住宅、小田平住宅、平野北住宅、淡輪住宅、深日小池谷住宅				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	小田平住宅、平野北住宅については、標準修繕周期を踏まえた点検や定期点検により適切な修繕を行います。また今後は、町営住宅の維持管理について、指定管理者制度といった民間の力を活用した維持管理方法を検討します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	町営住宅(淡輪住宅、深日小池谷住宅を除く。)については、耐震性を有しています。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果から「岬町営住宅長寿命化計画」に基づき、小田平住宅、平野北住宅について、長寿命化を図ります。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	淡輪住宅・深日小池谷については、緑ヶ丘住宅との統合建替えとし「岬町営住宅長寿命化計画」に基づき用途廃止を実施します。				

(8) 供給処理施設

本町では、岬町美化センターの1施設を保有しています。施設の老朽化が進んでおり、定期点検による設備の修繕等の維持補修費が多額となっていることが課題となっています。

供給処理施設（大分類）					
中分類	供給処理施設	施設数	1施設	延床面積	3,367.38 m ²
主な施設	岬町美化センター				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	岬町美化センターについては、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に定められた耐震化施設に位置づけされていないものの、ごみ焼却施設、リサイクル施設については、耐震性を有しています。しかし、し尿処理施設は、耐震診断がなされていないことから、今後、耐震化の必要性を検討します。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。ごみ焼却施設については、今後、長寿命化計画を策定し、施設の延命を図ります。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	供給処理施設について、廃止することは困難ですが、施設の更新を行う際には、一般廃棄物処理計画に基づく設備規模の検討を実施します。				

(9) 公園（建物）

本町では、みさき公園に建物を保有しています。みさき公園の建物は、令和2年度に南海電鉄より無償譲渡されたものですが、建築年が古く老朽化が進んでいるものもあります。今後は、新たなみさき公園の運営事業者との協定内容に応じた運用や維持管理を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効果的かつ効率的な公共サービスを提供できるかが課題です。

公園（建物）					
中分類	都市公園	施設数	1 施設	延床面積	1,657.81 m ²
主な施設	みさき公園の建物				
点検・診断等の実施方針	点検・診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。また、みさき公園の建物については、新たな運営事業者との協議に基づき維持管理を行います。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	これらの施設は、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に定められた耐震化が必要な施設ではないものの、今後、みさき公園の建物については、新たな運営事業者との協議に基づき耐震化の必要性や優先順位等の検討を行います。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの縮減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	みさき公園の建物については、新たな運営事業者との協議に基づき更新・廃止等を進めます。				

(10) その他建物施設

本町では、淡輪火葬場、旧連泉集会所と町内に公衆便所を保有しています。淡輪火葬場については、火葬設備の老朽化が進んでおり、改修や修繕に係る費用が多額となっています。

その他建物施設（大分類）					
中分類	その他施設	施設数	10 施設	延床面積	834.50 m ²
主な施設	淡輪火葬場、旧連泉集会所、町内にある公衆便所等				
点検・診断等の実施方針	点検や診断等により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に改修や修繕を実施します。淡輪火葬場については、指定管理者制度を活用し、効果的・効率的な運用を図ります。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。				
耐震化の実施方針	これらの施設については、「岬町耐震改修促進計画」及び「岬町強靱化地域計画」に定められた耐震化施設ではないものの、耐震性の無い施設については、今後、耐震化の必要性を検討します。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果を活用し、未然防止または軽微な段階で対策を行う予防保全型に重点を置いた維持管理を推進し長寿命化を図ります。大規模改修を必要とする施設については、ライフサイクルコストの縮減を検討します。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	その他施設については、利用者の状況に応じた総量を検討します。また、旧連泉集会所については、売却を検討します。				

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

◆施設分類別資産状況（インフラ施設）（再掲）

種 別	主な施設	保有面積等		
公園施設 (建物以外)	都市公園	8 箇所	1,034,404.26 m ²	
	児童遊園	48 箇所	35,303.72 m ²	
道路・橋りょう	町道	699 路線	136,824m	
	橋りょう	104 橋	769.9m	
下水道施設	公共下水道施設、漁業集落排水に係る浄化センター及び排水管等	管渠	—	54,161.69m
		施設	1 施設	298.22 m ²

(1) 公園施設（建物以外）

本町では、都市公園（望海坂第1～4号公園を含む）8箇所、児童遊園48箇所を保有しています。地域の少子化の進展による、公園利用者の減少や公園遊具の老朽化も進んでいるものもあることから、良好な公園環境の維持が課題となっています。

また、みさき公園については、新たな運営事業者との協定内容に応じた運用や維持管理を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効果的・効率的な公共サービスを提供できるかが課題です。

公園施設（建物以外）					
主な施設	都市公園	箇所数	8箇所	面積	1,034,404.26 m ²
	児童遊園		48箇所		35,303.72 m ²
点検・診断等の実施方針	点検や診断により適切な施設の維持管理を図ります。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を参酌した基準を策定し、遊具の点検等を実施し、各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。また、みさき公園については、新たな運営事業者との協議に基づき維持管理を行います。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は施設の利用停止を実施します。また、安全確保のために樹木等の管理を実施します。				
長寿命化の実施方針	点検・診断等の結果から、軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進し長寿命化を図ります。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				
更新及び統合や廃止の推進方針	利用者の少ない施設については、廃止や再編を視野に、今後の有効活用を検討します。				

(2) 道路・橋りょう

本町では、町道は699路線、橋りょうは104橋、保有しています。道路や橋りょうは、住民の日常生活や経済活動の基盤であり、点検等による施設の劣化・損傷状況の把握に努め、今後も継続的に拡幅事業や改良事業を実施します。

道路・橋りょう					
主な施設	町道	路線数	699路線	延長	136,824m
	橋りょう	橋数	104橋	延長	769.9m
点検・診断等の実施方針	道路は点検等により、路面等の劣化・損傷状況を把握します。橋りょうは、5年に一度の専門技術者による法定点検を行い、劣化・損傷状況を把握し、健全度の判定を行います。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検により異常を発見した場合には、速やかに修繕又は通行止めを実施します。また、事故防止のために道路部の草刈等を実施します。				
長寿命化の実施方針	橋りょうについては、「岬町橋梁個別計画」に基づき点検・診断を行い、診断結果により早期に措置を講ずべき状態の橋りょうについて年次的に改修を行います。また、道路については、路面調査を実施し「岬町舗装修繕計画」を策定し、年次的に改修を行います。				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。				

(3) 下水道施設

本町では、下水道管の総延長は約54km、また、漁業集落排水事業の処理施設として小島浄化センターを保有しています。公共下水道については、平成元年度に都市計画決定を行い、平成6年から供用を開始しており、現在では普及率が79.0%（令和3年3月末時点）となっています。漁業集落排水事業については、平成17年度に漁業集落環境整備事業基本計画の承認を受け、平成20年度から供用を開始し、既に面整備については終了しており、普及率が1.1%（令和3年3月末時点）となっています。

引き続き公共下水道整備事業を進め普及率の向上に努める方針ではありますが、今後は管渠の老朽化が進むため、整備事業と老朽化対策との両立が課題となります。

また、汚水マンホールポンプ設備の老朽化に伴う修繕費と下水道管に浸入する不明水（雨水や地下水）対策に伴う修繕費が多額になっていることも課題です。

下水道施設					
主な施設	公共下水道施設、漁業集落排水施設	管 渠		54,161.69m	
	小島浄化センター（漁業集落排水）	施設	1施設	延床面積	298.22㎡
点検・診断等の実施方針	汚水マンホールポンプ等の設備にかかる点検も含めた日常点検により、状況把握に努めます。				
維持管理・運営・修繕等の実施方針	各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合には速やかに補修等を実施します。また、緊急を要しない場合については、優先順位をつけ計画的に修繕を実施します。				
安全確保の実施方針	点検によりマンホールポンプ等の異常を発見し、住民の安全性が損なわれる場合には、速やかに修繕を実施します。				
長寿命化の実施方針	計画的な維持管理を実施することにより、管路等の長寿命化を図ります。				

1. 公共施設等の将来の更新費用等の推計条件

将来の公共施設等の更新費用の推計は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）を活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要となる費用を試算しています。ただし、試算結果は、将来想定される費用の概算を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

(1) 公共施設の推計条件

- ア 建替え更新年数は60年（日本建築学会「建築物の耐久性に関する考え方」による、普通品質の建物の耐用年数を採用します。）とします。
- イ 大規模改修実施年数は30年（耐用年数の半分とする一般的な考え方。）とします。
- ウ 建替えは、現在の施設規模の維持を前提とし、統廃合による施設規模縮小は見込みません。
- エ 築30年を超え、50年に満たない施設で、過去に大規模改修を実施していないものについては、今後10年以内に大規模改修を実施すると見込みます。これに要する費用の総額を10年で均等割りし、その額を令和4年から令和13年までに割り当てます。
- オ 築50年を超える施設で過去に大規模改修を実施していないものについては、大規模改修を実施せず、更新のみとします。
- カ 施設の更新及び大規模改修の費用単価は下記の単価表を用いて試算します。

◆単価表

大分類	大規模改修	更新
文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション施設	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
町営住宅	17万円/m ²	33万円/m ²
供給処理施設	20万円/m ²	36万円/m ²
公園施設（建物）	17万円/m ²	33万円/m ²
その他建物施設	20万円/m ²	36万円/m ²

(2) インフラ施設の推計条件

【道路】

ア 更新年数を15年（舗装の耐用年数10年と舗装の一般的な供給寿命の12～20年の年数を踏まえて）とします

イ 全舗装面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年更新していくと仮定。

ウ 更新の費用単価は下記の単価表を用いて試算します。

◆道路施設の舗装面積

種 別	面 積
一般道路	498,961 m ²
自転車歩行者道	67 m ²

◆単価表

種 別	更新費用
一般道路	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

【橋りょう】

ア 更新年数を60年とします。

イ 橋りょうの更新費用の総額を60年で均等割りし、その額を令和4年度以降に割り当てます。

ウ 更新の費用単価は下記の単価表を用いて試算します。

◆橋りょう施設の面積

種 別	面 積
橋りょう	4,082 m ²

◆単価表

種 別	更新費用
橋りょう	448 千円/m ²

【下水道施設】

- ア 建物の建替え更新年数を60年、大規模改修実施年数を30年（公共施設等同様）とします。
- イ 管渠の更新年数を50年（法定耐用年数）とします。
- ウ 管渠の更新については、公共下水道事業と漁業集落排水事業のそれぞれの供用開始年度の50年後から見込みます。
- エ 管渠の更新費用の総額を50年で均等割りし、その額を各事業の更新年度から割り当てます。
- オ 更新の費用単価は下記の単価表を用いて試算します。

◆処理施設単価表

大分類	大規模改修	更 新
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²

◆下水道施設の供用開始年度と管渠

事 業	供用開始年度	総 延 長
公共下水道事業	平成 6 年度	52, 421. 00m
漁業集落排水事業	平成 20 年度	1, 740. 69m

◆単価表

種 別	更新費用
下水道管	124 千円/m

岬町公共施設等総合管理計画

令和4年 月

岬町 財政改革部 財政改革課

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地の1

TEL : 072-492-2780 FAX : 072-492-5814

e-mail : zaisei@town.osaka-misaki.lg.jp